

# 森林利用学会誌審査方針

## 1. 原稿の範囲

森林利用学会誌では、森林利用学会の目的（森林利用学会規約第2章第3条）に準じて、基本的に技術的内容の原稿を対象とする。

参考：森林利用学会規約 第2章 第3条

本会は森林作業，森林機械，森林土木をはじめとする森林利用の学術的並びに実際的研究を行い，会員相互の学識及び技術の向上を計り，もって森林の保全，林業の発展に寄与することを目的とする。

## 2. 論文の審査

論文の審査は，形式や記述が投稿規定および執筆要領に準拠していることを確認後，以下の3項目および各区分に応じた項目を，主査と副査が総合的に行う。

- (i) 論旨の展開が明快で，記述も簡潔明瞭であること (論理性)
- (ii) 内容に新たな知見がもりこまれ，他の学会誌などに未投稿のもの (新規性)
- (iii) 結論等を信頼するにたる根拠が示されていること (信頼性)

(研究論文)

研究論文とは，学術的価値の高い論文であり，上記の3項目に下記の項目を加えて審査を行なう。

- (iv) 得られた結論等が，普遍的であること (普遍性)

(技術論文)

技術論文とは，実用技術上重要である論文であり，地域性を考慮し，上記の3項目に下記の項目を加えて審査を行なう。

- (v) 得られた結論等が，実用的であること (実用性)

## 3. 速報の審査

速報とは，新しい研究方法，予報的速報および既成の知見を確認する比較的短い報文であり，論文審査項目のうち (i) 論理性と (ii) 新規性についての審査を主査と副査が行う。

## 4. 総説の審査

総説とは，特定の課題に関する研究を広くかつ客観的に総括，説明した報文であり，審査を主査と副査が行なう。

## 5. 審査の判定

原稿の内容については著者が最終責任を負うものとし，審査では該当項目を確認し，掲載可否の判定を行う。最終的な掲載の採否は，編集委員会が決定する。

(2013年3月28日制定)